

**生産性向上・成長力強化  
支援事業費補助金  
募集要項**

徳島県経済産業部経済産業政策課

## 目 次

### I 本事業の概要

I - 1. 目的	1
I - 2. 補助対象者	1
I - 3. 補助対象事業	3
I - 4. 補助対象期間	3
I - 5. 補助率及び補助額	4
I - 6. 補助対象経費	4

### II 本事業の申請手続

II - 1. 申請資格・要件	8
II - 2. 募集期間及び提出先	8
II - 3. 応募書類	8
II - 4. 申請内容の審査	11
II - 5. 補助金の支払い	11
II - 6. 補助事業者の義務	11

### III その他

III - 1. 適正な執行	14
III - 2. 支援機関（申請書類提出先）	15
III - 3. 支援機関からの申請書類提出先	15
(参考) 県税すべてに未納がないことの証明書の交付申請について	16

# I 本事業の概要

## I-1. 目的

本事業は、長期化するエネルギー価格の高騰や深刻化する人手不足など、厳しい経営環境にある県内中小企業者等が、生産性の向上や成長力の強化を図るために、策定した経営計画に基づく取組に要する経費の一部を補助するものである。

※本事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

## I-2. 補助対象者

(1) 本事業の補助対象となる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者・小規模企業者（個人事業者を含む）とする。ただし、「みなし大企業」は除くものとする。

### <中小企業基本法における中小企業者・小規模企業者の定義>

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者 常時使用する従業員の数
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

※自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「サービス業」ではなく「製造業」に区分

※「製造業」とは、「自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業、他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する事業）」をいうものである。

- 補助対象者の範囲は、次のとおりとする。

補助対象となり得る者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"><li>会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>医師、歯科医師、助産師</li><li>系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同)</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主（商工業者であること）</li> </ul>	<p>様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協同組合等の組合 (企業組合・協業組合を除く)</li> <li>・一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・宗教法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・申請時点で開業していない創業予定者 (例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日よりも後の場合は対象外)</li> <li>・任意団体 等</li> </ul>
---	--

- ・ 次に掲げるいずれかの要件に該当する者は、「常時使用する従業員の数」に含めないものとする。

「常時使用する従業員」に含めない者
① 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含める。） ② 個人事業主本人及び同居の親族従業員 ③ （申請時点で）育児休業中、介護休業中、傷病休業中又は休職中の社員 ※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者 ④ 次に掲げるいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等 ア 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 （ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれる。） イ 所定労働時間が、同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて「1日又は1週間の労働時間が4分の3以下」の労働時間の者

- (2) みなしだ大企業（以下に記載の要件のいずれか）に該当しないこと。（法人のみ）
- ・ 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
  - ・ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している。
  - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。
- (3) 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと。
- (4) 徳島県内に事業所を有すること。

### I – 3. 補助対象事業

本事業の補助対象となる事業は、次に掲げるすべての要件を満たす事業とする。

「本募集要項」のほか、「徳島県補助金交付規則」、「生産性向上・成長力強化支援事業費補助金交付要綱」を熟読の上、取り組むこと。

また、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めること。

- (1) 徳島県内の商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会のいずれかの支援機関（以下「支援機関」という。）の支援を受けながら策定した「経営計画（3年）」に基づいて実施する取組であること。
- (2) 前項の計画期間において、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額を年率平均3%以上増加させる計画であること。
- (3) 生産プロセスの改善、生産性の向上及び収益構造の強化に資する設備等の導入や改修・改装を行う事業であること。
- (4) 国等補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。  
また、「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」の対象設備でないこと。  
(「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」が使える場合は、優先的に活用すること。)
- (5) 導入する設備は、原則として中古のものでないこと、また、リース契約によるものでないこと。
- (6) 補助対象期間内に発注・納入・検収・支払・完了報告等の全ての事業の手続きが完了する事業であること。
- (7) 本補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (8) 事業効果等について、補助事業の完了した日の属する翌会計年度の終了後90日以内に、事業効果等状況報告書において報告を行うこと。
- (9) 以下に該当するものではないこと。
  - ・ 同一内容の事業について、国、県が助成（国、県以外の機関が、国、県から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の公的補助金等（補助金、委託費等）と重複する事業の実施。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該事業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。

### I – 4. 補助対象期間

本事業の補助対象となる期間（補助事業期間）は、交付決定日から令和9年1月29日（金）までとする。

※ 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む。）した後、

30日を経過した日又は令和9年1月29日までのいずれか早い日までに、補助事業実施内容及び経費を取りまとめ、実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

#### I-5. 補助率及び補助額

補助率	補助額
補助対象経費の2分の1以内	100千円～5,000千円

- ※ 事業費全体が、200千円を超えるものに限る。
- ※ 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

#### I-6. 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、次の（1）～（4）に掲げるすべての要件を満たす経費とする。

##### （1）補助事業の遂行に直接必要なものと明確に特定できる経費であること。

- ・ 補助対象となる経費は、補助事業に直接要した次に掲げる経費に限るものとする。
- ・ 申請する補助対象経費については、具体的かつ数量等が明確になっていること。

補助対象経費	
①機械装置・システム導入費	補助対象事業の実施に必要な設備（機械装置、システム等）の導入に要する経費
②改修・改装費	補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託又は外注（請負）に要する費用（自社では実施困難な業務の履行を第三者に依頼する場合に限る。）
③設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
④付帯工事費	補助対象事業の実施に必要な工事等（据付工事、配線・配管工事、運搬費等）に要する経費
⑤その他経費	その他、設備の設置等に必要な経費

#### 【各経費の説明】

##### ①機械装置・システム導入費

ア 事業実施に必要となる、機械・装置・設備の購入、製作に要する経費

イ 事業実施に必要となる、専用ソフトウェア・情報システムの購入、構築に要する経費

※1 汎用性があり目的外使用になり得るもの購入費用は補助対象外とする。

※2 やむを得ない事情(廃版等による新品調達の不可等)による中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、2者以上の中古品販売事業者等から同等品について見積（見積書、価格表等）を取得すること。（個人からの購入やオークション（インターネットオークションを含む）による購入は不可）

※3 各種ソフトウェアやシステム、SaaSなどのサービス利用に係る費用は、見積書、契約書等で確認できるものであって、補助事業実施期間中に要する経費のみとなる。ま

た、交付決定前に契約を締結したものは、補助事業の対象外とする。

②改修・改装費

事業実施に必要となる、改修・改装に要する経費

※1 「生産性向上や収益構造の強化に結びつくもの」に限る。

※2 エアコン等職場環境の改善に関する改修、壁紙、看板の掛け替え等単なる改修は除く。

③設計費

①のア若しくはイを導入、または②を実施するのに必要な設計に要する経費

※1 「設計」は、本事業で購入する機械等を導入または改修・改装を行うのに必要不可欠なものに限る。

④付帯工事費

①のア若しくはイと一体で行う、据付け又は運搬等に要する経費

※1 「据付け」及び「運搬」は、本事業で購入する機械等の設置と一体で捉えられる軽微なものに限る。建物（設置場所）に係る整備工事や基礎工事は含まない。

⑤その他経費

その他、①のア若しくはイを導入または②を実施するのに必要な経費

※1 本事業で購入する機械等を導入するのに必要不可欠なものに限る。

※2 物品の購入については、数量は必要最小限にとどめること。また、補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象とならない。

（2）上記補助対象経費であっても、次のものは補助対象経費としない。

- 過剰と見なされるもの、将来用、兼用および予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費

（3）交付決定日以降に発生し、補助事業期間内に支払が完了した経費であること。

- 補助事業期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した取組を実施したことがわかる実績報告が必要となる。
- 実際の使用が補助事業期間中であっても、交付決定日より前に発注や契約等を行った場合、その経費は補助対象外となる。
- 補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の使用が補助事業期間外であれば、その経費は補助対象外となる。

（4）証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること。

- 見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、銀行振込受領書、領収書等の一連の証拠書類を保存、整理するとともに、補助事業以外の事業（既存事業等）と明確に分けて記帳しておく必要がある。
- 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、その物件等に係る経費は補助対象外となる。

（5）その他補助対象とならない経費

- ・ 補助対象事業以外の事業活動においても使用することが可能な汎用性が高い機械、設備、車両

※ただし、汎用性の高いパソコン本体（タブレット端末含む）・周辺機器については、事業の実施に必要と認められる最小限度のものであり、生産プロセスの改善や生産性向上等の取組みのために導入する設備、ソフトウェアやシステム等と一緒にとなって利用するものに限り、補助対象とする。

※車両は原則対象外とするが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するものは除く。

例)：フォークリフト、無人搬送車（AGV）、農耕用トラクター、コンバイン、ブルドーザー、油圧ショベル（クローラ式等で公道を走らない、または大型特殊自動車登録のもの）

※一般的な乗用車、貨物自動車（軽トラック、バン、大型トラック等）、自動二輪車など、税務上「車両及び運搬具」として資産計上されるものは、事業専用でも対象外とする。

※特種用途自動車（8ナンバー）であっても、同省令において「車両及び運搬具」に区分されるものは対象外とする。ただし、架装・設備のみ等事業に必要な「機能部分」を切り出せるものについては、対象とする。

#### 対象例と範囲)

入浴車：浴槽、ボイラー、ポンプ等の設備費のみ。

移動理美容車：理美容椅子、シャンプー台、内装工事費のみ。

高所作業車：ブーム、バケット、油圧装置のみ。

キッチンカー：厨房機器、換気扇、販売口造作費のみ。

冷蔵・冷凍車：冷凍機、断熱箱の架装費のみ。

・いずれの場合も、ベースとなる車両本体（シャシー、キャブ）および車両としての標準機能（エンジン、タイヤ、ナビ、ETC等）に係る経費は対象外とする。

・見積書、請求書等において、車両本体価格と架装・設備費が明確に区分されていないもの（一式見積もり等）は、全額を対象外とする。

- ・ 単なる取替え更新の機械・設備等の購入等に要する経費
- ・ 家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入等に要する経費
- ・ 建物の建築
- ・ 生産性向上に結びつかない、建物等の改修、内装工事等に要する経費

例) 従業員の快適性向上、光熱費削減、モチベーションアップ 建物全体の断熱工事、遮熱塗装、屋根・外壁の修繕、一般照明のLED化、休憩室、更衣室、食堂、社員用トイレ、喫煙所等の改修、および空調設備の導入・入替、単に固定費（光熱水費等）の削減のみを成果とする改修費

- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経費書類を用意できないもの
- ・ 交付決定日よりも前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの（見積の取得は交付決定日以前であっても補助対象とする。）
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 徳島県外に機械装置、システム等を設置するもの
- ・ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費
- ・ オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- ・ 駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、

インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、O P P・C P P袋、C D・D V D、U S Bメモリ・S Dカード、電池、段ボール、梱包材の購入などが補助対象外)

- ・ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ・ 公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者」を除き）補助対象外とする）
- ・ 各種保証・保険料
- ・ 役員報酬、直接人件費
- ・ 商品券・金券の購入、電子マネー・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ・ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### （6）補助対象経費全般にわたる留意事項

- ・ 補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行うこと。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなる。
- ・ 補助事業における発注先（委託先等）の選定にあたっては、1件あたり10万円（税抜）超を要するものについては、2社以上から見積を取り、より安価な発注先を選択すること。ただし、発注する事業内容の性質上、見積を取ることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を提出すること。
- ・ 県内事業者への発注に努めること。

#### （7）消費税（地方消費税を含む。以下同）の取扱いについて

- ・ 税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げにともなう預かり消費税の対象にはならない。
- ・ 補助事業に係る課税仕入れにともない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととする。
- ・ ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。  
① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者  
② 免税事業者である補助事業者  
③ 簡易課税事業者である補助事業者

## II 本事業の申請手続

### II-1. 申請資格・要件

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものは申請することができない。

- ① 法令順守上の問題を抱えている者
- ② 県税を滞納している者
- ③ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ④ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有する者
- ⑤ その他補助金を交付することについて、不適当と認める事由を抱える者

(2) 申請を行ったとしても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、審査することができない。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 補助事業計画の内容が、射幸心をそそる恐れがある場合、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなる恐れがある場合、又は公的な支援を行うことが適当でないと認められる場合
- ④ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(3) 本件と同一内容の事業内容で、他の公的補助金等による交付決定及び内定を受けている場合は申請することができない。

(4) 本事業への申請は1事業者あたり1回とし、複数の申請は受け付けない。

### II-2. 募集期間及び提出先

#### (1) 募集期間

- ・ 令和8年1月30日（金）から令和8年3月31日（火）【支援機関（商工団体）必着】

#### (2) 提出先

- ・ 支援を受ける支援機関（商工会・商工会議所等）まで持参により提出すること  
（p. 15 参照）
- ・ 支援機関は、徳島県生産性向上・成長力強化支援事業費補助金運営事務局（（株）テレコメディア内）まで郵送または事務局が指定する方法により提出すること（p. 15 参照）。
- ・ 郵送の場合は、書留などの配達記録が残る郵便又は信書便により送付すること。

### II-3. 応募書類

#### (1) 応募書類一式（すべて提出すること）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助事業計画書（別紙1）
- ③ 経営計画書（別紙2）

④ 経費明細表及び資金調達内訳表（別紙3）

※ 計上する経費については、原則として見積書を添付すること（見積書の添付が困難な場合は料金表等、積算根拠がわかる資料を添付すること）。

見積書の内容及び価格は「一式」の記載ではなく、内訳がわかるものとすること。

なお、1件あたり10万円（税抜）超を要するものについては、2社以上の見積書を添付すること。発注する事業内容の性質上、2社以上の見積をとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を提出すること。

⑤ 誓約・同意書（別紙4）

⑥ 設備の導入や改修・改装等を行う物件の図面（全体配置図、導入設備据付図等）

⑦ 設備の導入や改修・改装等を行う物件の現況写真

⑧ 導入設備等の設計書及び仕様書、カタログ

⑨ 県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明（交付申請方法はp.16参照）

⑩ 振込先の通帳の表紙と表紙裏の見開きの写し（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分の写し）

⑪ その他必要書類

【法人の場合】

・登記簿謄本

・決算書（直近1期分）

【個人事業主の場合】

・直近の確定申告書〔（第一表、第二表）、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1～4面）〕

※確定申告書について、青色申告会を通じて申告した事業者は青色申告会の受付印のある申告書を、電子申告した事業者は「メール詳細（受信通知）」を添付すること。窓口もしくは郵送等にて提出した方は、希望者に渡される『税務署による収受日付印の押なつ廃止による当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載したもの』の写しを添付してください。いずれの提出の証拠となる書類もない場合には、税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」（原本）を提出すること。

【パートナーシップ構築宣言登録、事業継続力強化計画認定、健康経営優良法人2025の認定又は2026の申請済、徳島県がん検診受診促進事業所の登録 事業者の場合】

- ・「パートナーシップ構築宣言」の宣言、「事業継続力強化計画」の認定、「健康経営優良法人2025」の認定、「健康経営優良法人2026」の申請済であること、「徳島県がん検診受診促進事業所」の登録がわかるもの（認定証やホームページの写しなど）

（2）留意事項

- ・ 「本募集要項」に加え、「徳島県補助金交付規則」及び「生産性向上・成長力強化支援事業費補助金交付要綱」等を熟読し、理解した上で応募すること。
- ・ 申請書類の作成に当たっては、消費税等仕入控除税額を減額して記載しなければならない。
- ・ 提出された書類は本事業の採択に係る審査のみに利用する。また、提出された書

類は返却しない。

(3) 提出部数

- 提出部数は、2部（正1部、写し1部）とする。

## II－4. 申請内容の審査

### (1) 採択審査方法

- ・ 補助金の採択審査は、後述「(2) 選定基準」に基づき、生産性向上・成長力強化支援事業費補助金採択事業者審査委員会において行う。

### (2) 選定基準

- ・ 次の選定基準に基づき、総合的に評価して行う。

#### ① 補助事業計画の必要性

- ・自社の経営課題の認識及び分析の妥当性
- ・課題解決に向けた補助事業計画の内容の妥当性、実現性

#### ② 補助事業計画の効果

- ・事業実施により期待される効果の妥当性、有効性

#### ③ 経営計画

- ・経営計画の妥当性、有効性

#### ④ 経費・資金調達の妥当性

- ・事業の内容に対する妥当性

#### ⑤ 加点項目

- ・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者であるか

- ・事業継続力強化計画の認定事業者であるか

- ・健康経営優良法人 2025 の認定又は 2026 の申請済であるか

- ・徳島県がん検診受診促進事業所の登録事業者であるか

- ・徳島県の実施した次の補助事業に採択されているか否か、

- 企業変革力投資促進事業(R5.6月+9月補正)

- 生産性革命投資促進事業(R5.11月補正)

- 賃上げ応援！生産性向上投資促進事業(R6.9月補正)

- 賃上げ環境整備促進事業(R6.2月+R7.6月補正)

### (3) 留意事項

- ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合がある。
- ・採択又は不採択の結果については、申請者全員に対して通知する。なお、審査結果の内容についての問合せには応じかねる。
- ・採択された事業については、事業者名、事業者の所在地（市町村名のみ）及び補助事業で行う事業名を公表することがある。

## II－5. 補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助事業完了後に実績報告書（様式第7号）の提出を受け、徳島県が補助金額を確定した後に支払う（精算払）。

## II－6. 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた事業者は、次に掲げるすべての条件を守らなければならない。

### (1) 補助事業の変更手続

- ・補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、徳島県の承認を受けなければならない。

## (2) 補助事業の中止（廃止）手続

- ・ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、徳島県の承認を得なければならない。
- ・ 補助事業期間中に、補助事業者が **I-2. 補助対象者**に掲げる要件を満たさなくなった場合は、補助事業を中止、廃止することになる。

## (3) 補助事業の遅延等報告

- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を提出し、徳島県の指示を受けなければならない。

## (4) 補助事業の実績報告

- ・ 補助事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日、又は令和8年1月29日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第7号）及び別紙1、別紙2、その他附属資料を提出しなければならない。  
なお、実績報告が遅れ、合理的な理由を証することができない場合は、交付決定を取り消すことがある。

## (5) 補助事業に係る経理処理等

- ・ 補助事業の経理処理にあたっては、補助対象となる経費と補助対象以外の経費を明確に区別して処理することとし、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を整理するとともに、補助事業が完了した年度の終了後5年間保存しなければならない。

## (6) 取得財産の管理等

- ・ 取得財産のうち、単価が10万円（税抜）以上の機械・装置等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、補助事業が完了した後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならぬ。
- ・ やむを得ず、処分制限期間内（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間）に取得財産を処分（補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等）しようとするときは、事前に徳島県に相談の上、取得財産等の処分承認申請書（様式第10号）を提出し、徳島県の承認を受けなければならない。
- ・ 財産処分を行った際、その財産を処分したことによって得た収入があるとき又は当該取得財産に未償却残高が存するときは、その収入若しくは未償却残高全部又は一部を納付させることがある。

## (7) 成果等報告

- ・ 補助事業に係る事業効果等について、補助事業の完了した日の属する翌会計年度の終了後90日以内に、事業効果等状況報告書（様式第10号）を作成し、支援機関を経由して、徳島県に提出しなければならない。

## (8) 実地検査

- ・ 補助事業の進捗状況確認のため、徳島県が実地検査に入ることがある。また、補助事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

### III その他

#### III-1. 適正な執行

##### (1) 適正な執行のお願い

- ・ 本事業は、公金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、本事業に係る不正行為に対し、厳正に対処する。補助金の応募は、募集要項及び交付要綱等を熟読し、内容を十分に理解の上、行うこと。
- ・ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがある。

##### (2) 経費の支払方法

- ・ 必ず支払の事実を証明できる証拠書類を保管、整理すること。
- ・ 支払の事実に関する客観性の担保のため、原則として支払方法は銀行振込とし、現金決済のみの取引（代金引き換え限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜）の支払は、現金払は認められない。
- ・ 電子マネー、小切手、手形による支払や相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済については認められない。
- ・ クレジットカード（リボルビング扱含む）による支払は、補助対象期間中の引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認められる。購入品の引き取りが補助対象期間内でも、補助事業期間中に支払が完了しなかった経費は、補助事業期間中に一部支払った部分も含め、その経費の全額を補助対象外とする。
- ・ 決済は法定通貨とする。仮想通貨、クーポン、（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント、金券、商品券（消費税増税に伴い発行されるプレミアム商品券を含む）の利用は認めない。
- ・ 補助事業に係る経費とそれ以外の経費のいわゆる「混合払」は行わないこと。
- ・ 見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、銀行振込受領書、領収書等の一連の証拠書類の宛名等は、全て補助事業者である必要がある。宛名が補助対象事業者と異なるものや記載のないもの、日付の確認できないもの等は証拠書類として認めない。

##### (3) 電子商取引等

- ・ インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、証拠資料等によって金額が確認できる経費のみが補助対象となる。
- ・ 取引相手先によく確認し、補助金で求められる仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理、保存、提出ができるこを把握してから取引を行うこと。
- ・ 実際に経費支出を行ったとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、その経費は補助対象外となる。

### III-2. 支援機関（申請書類提出先）

○県内商工会議所・商工会・徳島県中小企業団体中央会

	名称	所在地	電話番号
①	徳島商工会議所	徳島市南末広町5番8-8号	088-653-3213
②	鳴門商工会議所	鳴門市撫養町南浜字東浜165-10	088-685-3748
③	小松島商工会議所	小松島市小松島町字新港36	0885-32-3533
④	吉野川商工会議所	吉野川市鴨島町鴨島169-1	0883-24-2274
⑤	阿波池田商工会議所	三好市池田町マチ2191-1	0883-72-0143
⑥	阿南商工会議所	阿南市富岡町今福寺34-4	0884-22-2301
⑦	勝浦町商工会	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田5-7	0885-42-2319
⑧	上勝町商工会	勝浦郡上勝町福原川北62-2	0885-46-0108
⑨	国府町商工会	徳島市国府町府中字宮/西679-2	088-642-0258
⑩	石井町商工会	名西郡石井町石井字石井431-2	088-674-1292
⑪	神山町商工会	名西郡神山町神領字本野間104	088-676-1232
⑫	那賀川町商工会	阿南市那賀川町苅屋357-2	0884-42-1772
⑬	羽ノ浦町商工会	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内78-4	0884-44-4858
⑭	那賀町商工会	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	0884-62-2159
⑮	美波町商工会	海部郡美波町奥河内字寺前493番地6	0884-77-0759
⑯	牟岐町商工会	海部郡牟岐町大字中村字本村54-42	0884-72-0194
⑰	海陽町商工会	海部郡海陽町大里字上中須60-1	0884-73-0350
⑱	大麻町商工会	鳴門市大麻町大谷字西台3番地	088-689-0204
⑲	松茂町商工会	板野郡松茂町広島東裏32-5	088-699-3574
⑳	北島町商工会	板野郡北島町中村字長池1番地	088-698-2275
㉑	藍住町商工会	板野郡藍住町奥野字矢上前41-3	088-692-2816
㉒	板野町商工会	板野郡板野町大寺字露の口55-2	088-672-0443
㉓	上板町商工会	板野郡上板町七條字西栗ノ木6-4	088-694-5259
㉔	阿波市商工会	阿波市市場町興崎字北分60番地1	0883-36-5577
㉕	吉野川市商工会	吉野川市山川町翁喜台117	0883-42-5642
㉖	美馬市商工会	美馬市脇町大字脇町字北島1265-1	0883-53-7393
㉗	つるぎ町商工会	美馬郡つるぎ町貞光字宮下61	0883-62-2222
㉘	東みよし町商工会	三好郡東みよし町加茂3360	0883-82-2177
㉙	三好市商工会	三好市山城町大川持597番地8	0883-86-1059
㉚	徳島県中小企業団体中央会	徳島市南末広町5番8-8号	088-654-4431

※申請書類は上記「支援機関」のいずれかに持参し、支援を受けた後に提出すること。

申請書類の提出、ご相談等で訪問される場合は、必ず事前に電話連絡を行うこと。

### III-3. 支援機関からの申請書類提出先

【生産性向上・成長力強化支援事業費補助金運営事務局】

〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町154-1 株式会社テレコメディア内

電話番号: 088-602-1237 FAX番号: 0883-52-2656 Mail: info@tokugrowth.jp

※支援機関は、申請に必要な書類が全て揃っているかを確認し、上記運営事務局まで提出すること。また、申請内容の確認や追加資料の請求等の連絡を、運営事務局から

支援機関に対して行うため、真摯に対応すること。

(参考) 県税すべてに未納がないことの証明書の交付申請について

○県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明は下記の場所で交付しています。

※証明書は受付から交付まで15分程度、お時間をいただきます。

※「混雑」を避けるため、事前にHPに掲載している

「納税証明書交付申請書」及び「交付に必要なもの」について、  
ご準備をお願いします。

<納税証明書の交付に必要なもの>

ア) 納税証明書交付申請書

イ) 400円分の徳島県収入証紙(県内の阿波銀行、徳島大正銀行等で購入をお願いします。)

ウ) 窓口に来られる方の身分証明書等

(1) 個人の納税証明書を本人が申請される場合(次のいずれかの書類)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証等の身分証明書

(2) 法人の納税証明書を申請される場合で、法人の代表者、従業員が窓口に来られる場合

- ・窓口に来られる方のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書
- ・従業員の場合は委任状が必要です。

オ) 納税後、2週間以内に証明を申請される方は、その領収書をご持参ください。

**※代理の方が交付される場合に必要な書類は事前に県のHPでご確認をお願いします。**

<納税証明書の交付場所>

※管轄区域にかかわらず、最寄りの庁舎にてお取りいただけます。

	名称	所在地	電話番号
1	東部県税局 徳島庁舎	徳島市新蔵町1丁目67 企画総務担当(1階)	088-626-8812
2	鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩字七枚128	088-684-4421
3	東部県税局 吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島736-1	0883-26-3912
4	南部総合県民局 阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4115
5	南部総合県民局 美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7420
6	西部総合県民局 美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2024
7	西部総合県民局 三好庁舎	三好市池田町マチ2415	0883-76-0371

【県担当課】

徳島県 経済産業部 経済産業政策課 団体・振興担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2757 ファクシミリ：088-621-2897

メールアドレス：keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp